

# 令和2年度 横瀬町結婚新生活支援事業

## 新婚生活を応援します！（最大30万円）

### 1. 補助対象



Q1.令和2年4月1日から令和3年3月31日までに入籍した。

Q2.ご夫婦の所得を合わせて340万円未満<sup>(注)</sup>である。

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

(注)「ご夫婦の所得340万円」を年収に換算すると、約530万円

Q3.ご夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下である。

Q4.その他、お住いの市区町村が定める要件を満たす。

⇒以上4つ全てに「はい」の方は、補助を受けることができます。

### 2. 対象となる費用



#### ◇新居の住居費

㊦新居の購入費

①新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

#### ◇新居への引越費用

㊧引越業者や運送業者に支払った引越費用

㊦～㊧を合わせて  
1世帯あたり

**最大30万円**です。

### 3. 申請方法



必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、  
直接申請してください。

【お問合せ先】

名称：横瀬町役場 いきいき町民課 戸籍・住民グループ

住所：埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

電話番号：0494-25-0115